

# 後期高齢者医療制度被保険者の皆さまへ

8月1日  
から

「後期高齢者医療被保険者証」が切り替わります

令和5年8月から被保険者証が切り替わります（有効期限が令和6年7月31日となります）。新しい被保険者証は、7月下旬までに、市役所から郵送または窓口で交付します。被保険者証が届いたら、住所、氏名、生年月日が正しく記載されているかをご確認いただき、令和5年8月1日からは新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示して下さい。  
※被保険者証の色（ピンク）の変更はありません。



「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」も切り替わります

被保険者証と併せて、「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」も切り替わります。住民税非課税世帯（区分（低所得）I・II）に該当される方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、区分（現役並み）I・IIに該当される方は、申請により「限度額適用認定証」が交付されます。申請に必要なものは、下記までお問合せください。医療機関等で入院・受診の際に窓口へ提示すると、自己負担額が限度額（月額）までの負担となります。ただし、「今までに認定証の申請を行ったことがある方で、世帯全員が申告済みであり、令和5年8月以降も引き続き認定証の対象となる方」は、申請がなくても被保険者証と一緒に郵送します。  
※証の色は、どちらも薄いむらさき色（ふじ色）です。※世帯員に令和5年度所得未申告の方がいる場合は、今までに「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」の申請を行ったことがある方も正しい判定が行えないため、郵送出来ません。申告が必要。申告により対象となる場合は、窓口にて改めて申請が必要となります。



問合せ 国民健康保険課 ☎893-4411(内線 4272)

## 65歳以上の皆さまへ 介護保険料のご案内です

令和5年度介護保険料納付通知書について、7月12日（水）より順次発送いたします。普通徴収（納付書または口座振替）の方は、第1期納付期限は令和5年7月31日（月）となっておりますので、納付期限までにお近くの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアにて納めていただきますようお願いいたします。

### 介護保険料について

- 65歳以上(第1号被保険者)の方  
介護保険料は、本人の収入・所得の状況と世帯員の市民税課税状況に応じて、第1段階から第14段階に振り分けられます。本市から届く通知書でご確認ください。
- 40～64歳(第2号被保険者)の方  
加入している医療保険で、介護保険分を合わせて納めます。  
※金額につきましては各加入機関でご確認ください。

### 納付方法について

- 特別徴収(年金からの天引き) ※はがきタイプ  
年金受給額が年間18万円以上の方は、老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金等の定期支払の際、受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。  
※なお、令和5年4月1日以降65歳になられた方や転入されて間もない方、年金担保に借入中の方等は普通徴収となります。
- 普通徴収(口座振替や納付書で納付) ※封書(みどり色)  
年金受給額が年間18万円未満の方や、65歳になられたばかりの方等は、年間保険料を8回に分けて、納付書または口座振替で納めます。納付期限が切れた納付書は使用できず、再発行が必要となりますので、介護長寿課までご連絡いただきますようお願いいたします。

### 口座振替がおすすめです!!

普通徴収の方は、納め忘れのない口座振替にしてみませんか。  
口座振替ご希望の方は、預金(貯金)通帳と通帳届出印、納付通知書を持って、市内銀行・郵便局または介護長寿課でお申込みください。  
※特別徴収の方は口座振替に変更できません(介護保険法第135条)。ご了承ください。

### 領収書は大切に!!

介護保険料は所得税の確定申告等をする場合、社会保険料控除の対象とすることができますので、領収書は大切に保管してください。

### まずはご相談ください

介護保険料について、納付が困難な場合、分割の相談が可能です。そのまませず、徴収猶予または減免について、まずは介護長寿課までご相談ください。



特別徴収用はがき



普通徴収用封筒

問合せ 介護長寿課 ☎893-4411(内線 4122・4123・4121)